イベント利用について

更新：2025/12/24

臨海地域の海上公園【お台場海浜公園】は公共施設のため、独占して利用することが原則認められておりません。

これを踏まえて、下記を目的としたイベントに対して、公園で開催可能か確認させて頂きます。

① 公共性があること

② 臨海副都心の賑わい創出に寄与していること

③ 一般公開性があり来園者が参加可能なイベントであること

以下のようなイベントについては開催をすることができません。

㋐ 営利のみを目的としたイベント
（商品展示会・販売会・飲食店の展開など）

㋑ 特定の参加者を対象としたイベント
（宗教イベント・車両などのオーナーズミーティング・ファンクラブ等限定された人たちの集会など）

㋒ 屋外広告物条例に抵触する又は、広報活動を目的としたもの
（過度な企業広告が展開され、公共空間として相応しくないものやイベントタイトルに企業名、商品名が付されているもの）

㋓ 近隣の居住者や事業者（企業や商業施設、公共交通機関）、または公園の来園者に迷惑が及ぶことが想定される場合
（泥酔者や参加者が公序良俗に反する場合、更衣室やトイレなど近隣施設に迷惑が及ぶ場合、一般の公園来園者に過度な迷惑となる場合、東京都の定める基準以上の騒音など）

㋔ 公園の本来利用を妨げる内容のもの(出入口の封鎖、トイレの過度な利用等)

㋕ 占用期間が1か月を超えるイベント(設営日、撤収日含む)

お台場海浜公園

後援等の名義について

公園でイベントを開催する場合は、国又は地方公共団体の主催・共催・後援の名義が必要です。

①　国又は地方公共団体

※イベントの内容によっては、①に併せて、
東京臨海副都心まちづくり協議会の主催・共催・後援の名義が必須となります。

詳細に関しては、
担当者へご確認下さい。

②（一社）東京臨海副都心まちづくり協議会

（一社）
東京臨海副都心まちづくり協議会
TEL：03-5530-3011

日程の予約（仮予約）

イベントの予約は東京港埠頭株式会社・公園事業部・企画開発課でお受けしています。
予約開始は実施月の１２か月前（前年同月）から受け付けています。
ただし、指定管理者が自主事業として予定しているイベントや工事等の関係で、受付することが出来ない場合がありますので、予めご了承ください。

東京港埠頭株式会社
公園事業部　企画開発課
TEL：03-3599-7305

お電話での受付は仮予約の扱いになります。
イベントの内容によっては予約を取り消さざるを得ない場合もあります。
仮予約期間は１か月とさせていただきます。以降ご連絡が無い場合は自動的に仮予約が消滅しますので必ずご連絡ください。

予約の取り消しについて

■以下の事実が判明した場合は予約を取り消させて頂きます。

①虚偽の名義や内容で申し込みをした場合

②公序良俗に反する内容が判明した場合

③公園施設を破損または棄損等する恐れがあると判断した場合

④近隣の事業者、住民等へ多大な迷惑となり、企業活動、住民生活に支障をきたすと判断した場合

⑤当初申し込みをした内容と全く異なる内容に変更した場合（日程確保のための虚偽の申し込みとみなします）

⑥暴力団関係者など反社会勢力が直接的又は間接的に関与することが判明した場合

⑦期限までに官公庁の許可書が揃わなかった場合

P6～P7 参照

予約からイベント開催までの流れ

仮予約

■空き状況をご確認頂き、仮予約

※イベント実施月の12か月前からご案内が可能です。

※指定管理者があらかじめ計画している催事、工事等で12か月前であっても
すでに予定が入っている可能性があります。

※仮予約期間はお問合せ頂いたタイミングから1か月です。
期間内に企画書を提出して下さい。

※ご提出いただいた企画書を基に、イベント利用が可能か確認致します。

※開催しようとするイベントに対して
「国または地方公共団体の主催・共催・後援」が必須となります。

※イベント内容によっては「（一社）東京臨海副都心まちづくり協議会」の
主催・共催・後援いずれかの名義が必要となります

東京港埠頭株式会社
公園事業部　企画開発課
TEL：03-3599-7305

①開催概要
②主催/共催/後援名義
を確認できる企画書を提出

本予約

■本予約後、主催者の責任において開催に向けた準備を進めて下さい。

この時点で、開催を確定する訳ではありません。

書類確認

■イベント開催に必要な書類を事前確認させて頂きます。

③企画書
④運営マニュアル
⑤設置物に関する図面（会場レイアウト）
※占用面積の求積表及び合計面積要記載
⑥搬入・搬出計画
⑦車両リスト
⑧警備計画　(夜間警備員連絡先記載)
⑨清掃・原状復帰計画
⑩官公庁への届け出書類の許可書等の写し全て（占用許可除く）
⑪タイムスケジュール（設・本・撤含む）
⑫収支予定表
⑬その他必要な書類

お台場海浜公園

予約からイベント開催までの流れ

事前打ち合わせ 各種申請

■書類確認後、2か月前までに公園管理事務所と確認の打合せを行います。

東京港埠頭株式会社
公園事業部
公園センター 臨海管理係
TEL：03-5531-0852

■イベント内容すべての承認を公園管理事務所から受けてください

※テレビ撮影等メディア取材が入る可能性がある場合は、事前にお知らせください。

打合せ同席者
＊統括責任者（舞台監督）
＊設営・警備責任者
＊他各部門責任者

東京都港湾局へ許可申請

■公園管理事務所の承認を得た資料を東京都港湾局 東京港管理事務所へ１４日前までに占用許可申請書等提出して下さい

東京港管理事務所
臨海地域管理課
海上公園管理担当
TEL：03-5463-0231

イベント準備

■施工前の現況を確認頂き、不具合がある場合は公園管理者へ報告して下さい

■事前打ち合わせ後に承認を得た官公庁の許可書など、申請・届出の写しをすべて提出下さい。必要書類が確認出来次第、公園の搬入出口の鍵をお貸し出し致します。

イベント終了後

■公園管理事務所にて、公園の破損・汚損がないか確認させて頂きます。

■イベント終了後2か月以内に実施報告書を東京港管理事務所、公園管理者事務所へ提出して下さい

開催概要、人数、事例写真が含まれる報告書

お台場海浜公園

主な届出について

届出書類	対象	届出先	必要部数	提出期限（参考）
催物開催届	全てのイベント	東京湾岸警察署　警備課	２部	７日前
占用許可申請書	海上公園でのイベント等の開催	東京都東京港管理事務所 臨海地域管理課 海上公園管理担当	３部	１４日前
保安規定 電気主任技術者	発電出力１０ｋｗ以上の発電機を使用する場合	経済産業省 関東東北産業保安監督部 電気安全課　発電係	２部	５０日前
消防活動に支障のある行為等の届出書	・火を使う「露店・屋台等」を開設する場合 ・発電出力１０ｋｗ以下の発電機を使用する場合	各所轄消防署	２部	１０日前
（行事）許可申請書	レクリエーション水域（お台場海浜公園）の使用	東京海上保安部　航行安全課	2部	３１日前
禁止行為の解除申請		東京都東京港管理事務所 臨海地域管理課 海上公園管理担当		
少量危険物貯蔵の届出書	少量危険物又は指定可燃物を貯蔵する必要がある場合	各所轄消防署	２部	１０日前
電気設備設置（変更）届出書	該当する電気設備の設置（変更）がある場合	各所轄消防署	２部	１０日前
飲食店・喫茶店・模擬店等を設置する場合の申請	飲食物	所管保健所	２部	１０日前

※その他、主催責任において必要な届出を行うこと

お台場海浜公園

主な届出について

問い合わせ・申請先	TEL	
警視庁　東京湾岸警察署　警備課	03-3570-0110 （内）4612	
経済産業省、関東東北産業保安監督部　電力安全課　発電係	048-600-0391	
東京消防庁　深川消防署　有明分室	03-3529-0119	※シンボルプロムナード所轄署
東京消防庁　芝消防署　芝浦出張所	03-3452-0119	※お台場海浜公園所轄署
東京消防庁　大井消防署	03-3765-0119	※潮風公園所轄署
東京海上保安部　航行安全課	03-5564-2022	
江東区保健所	03-3647-5855	※シンボルプロムナード公園所轄局
港区みなと保健所	03-6400-0050	※お台場海浜公園所轄局
品川区保健所	03-5742-9132	※潮風公園所轄局
東京都観光汽船	0120-97-7311	
東京港管理事務所港湾道路管理課	03-5463-0224	
港区 芝浦港南地区総合支所 協働推進課 台場担当	03-5500-2365	※お台場海浜公園（情報提供）

※その他、主催責任において必要な関係各所へ届出・情報提供を行うこと

お台場海浜公園

イベント開催に関する諸注意事項

公園で催物を開催する場合は、興業向けの専門的な施設と異なり様々な注意事項があります。
公園施設の破損・棄損は無論、一般公園来園者の方への安全管理と利用の優先、イベント参加者による近隣施設への迷惑行為の防止、開催に関する理解と協力などが不可欠です。なお一般来園者には、ベビーカーや自転車、ランナー、散歩などをする方々がいます。下記にまとめました項目を遵守頂きますことをお願いいたします。

一般事項

1　主催者の義務

・打合せ事項の内容に従って催事を開催すること。
・イベント開始2か月前までに、お台場海浜公園管理事務所とP5に記載している事前打合せを行い、承諾を得ること。
・官公庁への届出等については、主催者の責において適正に行うこと。
・公園施設の利用期間中（設営・撤去等を含む）に催物に帰する原因で発生した事故については、全て主催者の責によるものとします。
・公園施設及び当社が管理する敷地（以下「物件」という。）において、善良な風俗又は主観を害する行為、その他当該物件の維持管理・運営に支障を来すと認められる行為をしないこと。
・催物の開催にあたって、近隣施設や近隣住民、公共交通機関等に迷惑となる行為をしないこと。また、催物参加者に対してこれらの行為をさせないこと。
・催物の終了時には、利用した公園施設を全て主催者の責において原状復旧することとし、催物開催によって生じた施設の破損・棄損・汚染等については、速やかに主催者の責により補修・清掃等を行うこと。

2　主催者の管理責任

・施設の善良な利用について管理責任を負うこと。
・東京都海上公園条例及びその他の法令等を遵守し、且つ事前提出書類の内容に従い全ての作業、運営を行うこと。
・催物の開催に要する仮設物を設置する場合は、設置期間中、主催者の管理責任において設置物を適正に管理すること。
・催物の来場者に対する便益施設（仮設トイレ等）の提供はもとより、当該催物の開催に起因して生じる一般公園来園者に対する便益施設不足がないよう一般公園来園者に対する仮設施設の提供等についても主催者の管理責任の下で行うこと。
・催物開催期間中（準備・撤去期間も含む）において一般公園来園者の利用に支障を来たす恐れのある場合は、主催者の管理責任において適正に整理・誘導等を行い、一般来園者への影響を最小限に留めること。

イベント開催に関する諸注意事項

一般事項

3　利用の中止

以下の項目に該当する場合は、利用を中断又は中止させる場合がある。

・前文に掲げた義務及び管理責任が適正に履行されていない場合。
・上記のほか、仮予約から開催までの全ての手続き等において虚偽の申請・報告・記載があった場合。
・官公庁等への届出等が適正に行われていない。または、これらの届出等において虚偽の記載等があった場合。
・官公庁への届出等を怠り、催物開催日の３日前までに当該届出の許可等が下りていない場合。
・災害その他不可抗力によって施設等の利用ができなくなった時。又はその復旧に要する工事等の施工並びに点検等で事実上施設の利用ができなくなった場合。
・感染症の大規模流行や保安上の配慮のため国又は東京都から施設の使用中止や催物の開催中止の勧告等があった場合。

4　賠償及び免責

・催物など一般来場を募るような場合には、万一に備えて損害補償保険等の加入をすること。
・施設及び設備・運営等において、利用者及びその関係業者や来園者に起因する損害が発生した場合には、利用者にその損害額を賠償すること。
・利用者がこの規則に記載されている事項及び施設利用等に関する当社との協議事項等に違反し損害が発生した場合も、前項同様に損害額を賠償すること。
・施設の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故等の全ての事故について、当社は一切の責任は負いません。
・利用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても当社はその責任は負いません。

その他

・管理事務所スタッフは、適宜施設を見回り、事前の打合せどおり使用しているか確認する義務があるため、事前予告なく会場内に入ることがあります。予めご了承ください。

・ゴミの発生抑制、リサイクルの推進等、環境に配慮したイベント運営を行って下さい。

・上記項目に関して違反があった場合、管理者に報告させて頂くと共に次回以降同公園での開催を制限させて頂く場合があります。

お台場海浜公園

注）本ご利用案内の記載内容を予告なく変更する場合があります。お手持ちの資料が最新かご確認お願いします。